令和８年（フ）第７７０号
堺市東区南野田145番地４　（５棟105号）
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７１号
大阪府松原市北新町２丁目５番41号
債務者　麻田　琴音
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５４号
兵庫県加西市北条町栗田178番地の１グリーンパレス栗田１－５
債務者　藤本　和正
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第５５号
兵庫県西脇市和布町101番地
債務者　上月　教子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第３５号
大分県日田市大字日高919番地８　松栄荘Ｃ棟
債務者　小暮　裕次
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第３７号
大分県日田市大字十二町31番地１　コーポ亀山Ⅱ－103号
債務者　財津　　緑
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第１５０号
釧路市桜ケ岡１丁目９番30号　むーさんの家、前住所北海道釧路郡釧路町柏西７丁目７番地
債務者　青野　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７１号
釧路市宮本２丁目７番123号　宮本団地Ｊ－0123号
債務者　小野　光代
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
釧路市富士見２丁目11番25号
債務者　松田　純子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
釧路市愛国東３丁目20番６号
債務者　斉藤友里恵
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４号
新潟県上越市中通町４番５号　市営中通住宅２棟　214号、前住所新潟県上越市春日山町１丁目26番14号
債務者　金井　和子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県大牟田市大字橘725番地２　第１矢野コーポ　201号
債務者　城戸アケミ
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１１３号
鹿児島県曽於市末吉町二之方6314番地　前原貸家７号棟
債務者　鮫島　　凌
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
宮城県東松島市あおい三丁目５番地１　市営あおい住宅16―１号室
債務者　阿部　隆志
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
宮城県東松島市あおい三丁目５番地１　市営あおい住宅16―１号室
債務者　阿部　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木32番地20
債務者　藤野　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１１８号
秋田市柳田字境田35番地５
債務者　三浦　宏秋
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部